但し妻帯者ハ三十四

無主計者ハ二十四ヲ支給スルコト

第五條 皆勤賞與制定ノ件

一ヶ月 二日分 二月 三日分 六ヶ月 十日分 一ヶ年 二十日分

但し六ヶ月及一ヶ年皆勤者ニハ二十日分ヲ支給スルコト

第六條 作業時間ハ十時間ト定ムルコト

第七條 裁場ノ清掃ハ毎日一回ト

但し一本一本ヲ

附則

乾燥棚ハ現在二重ノ棚ヲ一スルコト

第八條 毎月二回ノ給与ハ二日ヲ以テ

第九條 會社ノ休日ハ毎月一日ヲ以テ

附則

十分以上仕事ノ手傳ノ時ノ時間外ハ支給スルコト

但要求仕ノ候也

但四名ハ午後六時迄トス

大正五年三月四日

從業員一同

氏名 ㊞

連名

島田漁業株式会社 御中